

2014年6月7日

各 位

日本臨床心理士養成大学院協議会
理 事 会

謹啓

日頃は当協議会の活動にご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、公認心理師法案につきまして、現在さまざまな団体から文書が関係各位に提出されておりますが、それらの文書が機関決定されたものかどうかにつきまして、当協議会理事会で調査しましたところ、以下の事実が明らかになりましたので、ご報告申し上げます。

謹白

【機関決定されたもの】

*京都府臨床心理士会から4月28日付で出された「公認心理師法案要綱骨子（案）への対応に関する要望」文書は、理事会決定されたものです。

<http://kyoto-accp.jp/kaiin/wp-content/uploads/2014/04/up140430kaccp.pdf>

*三重県臨床心理士会から5月7日付で出された「『公認心理師法案要綱骨子（案）』への対応に関する要望」は、理事会決定されたものです。

http://www.mierinsin.org/H26may07_mcp_youbou.pdf

*鳥取県臨床心理士会から6月1日付で出された「公認心理師法案への緊急声明」は、理事会決定されたものであり、5月11日付で出された「臨床心理職（心理職）の資格法制化（国家資格化）についての要望書」は、総会で決定されたものです。

http://www.jagpcp.jp/tottori_seimei20140601.pdf

*新潟県臨床心理士会から5月19日付で出された「『公認心理師法（案）』への貴会の対応に関する要求書」は、理事会で決定されたものです。

<http://niigatacp.sakura.ne.jp/sikaku/youkyusyo20140521.pdf>

*兵庫県臨床心理士会から5月24日付で出された「公認心理師法案要綱骨子（案）に関する要望」文書は、理事会で具体的意見を交わしてまとめたものです。

http://www.hyorinsin.gr.jp/common/pdf/info_140526.pdf

*大阪府臨床心理士会も、6月1日に同様の要望書を理事会で決議したとのことです。

*奈良県臨床心理士会から6月5日付で出された「『心理職の国家資格化に関する要望』～故・河合隼雄先生のご遺志が歪められようとしています」は、奈良県臨床心理士会の会長および役員会の承認を得たものです。

*日本臨床心理士養成大学院協議会は、理事会で承認された通りに活動を行っています。それにつきましては可能な限りホームページで公開しています。

<http://www.jagpcp.jp/news.html>

【機関決定しているが活動に反映されていないもの】

*日本心理臨床学会は、公認心理師法案にある「医師の指示」につきまして、「医療提供施設に限定する」と社員総会で決議し、業務執行理事会で「この要望書を提出し理事会で事後承認を得る」と決定していますが、実施していません。

*日本臨床心理士会は、理事会で“「公認心理師法案要綱骨子（案）」を基本的に支持する。ただし、4月21日付で関係議員及び文部科学省、厚生労働省に提出した「『公認心理師法案要綱骨子（案）』に関するお願い（受験資格、医師の指示）」等に基づき、引き続き関係者、関係団体に対する要望を行う”、と決議していますが、ただし以下が省略されて伝えられているようです。

【補足】

*精神科七者懇談会から5月26日付で出された要望書は、日本臨床心理士会にも送付されましたが、日本臨床心理士会の理事会及び代議員会には伝えられていません。